

三豊市監査委員告示第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 19 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和 5 年度

定例監査結果報告書(第 2 回)

三豊市監査委員

三 監 第 138 号
令和6年2月19日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三 豊 市 議 会 議 長 浜口 恭行 様
三豊市教育委員会教育長 大原 一仁 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和5年度定例監査結果（第2回）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

(1) 部局等

部 課 等 名	
議 会 事 務 局	
西香川病院（健康課）	
みとよ市民病院	
会 計 課	
農 業 委 員 会 事 務 局	
監 査 委 員 事 務 局	
農 政 部	農林水産課 土地改良課
建 設 部	建設港湾課 都市整備課 建築住宅課
健康福祉部	山本保育所 三野保育所
健康福祉部 教育委員会事務局	山本幼稚園 大見幼稚園 下高瀬幼稚園 吉津幼稚園

教育委員会事務局	山本小学校 大見小学校 下高瀬小学校 吉津小学校 三野津中学校
----------	---

(2) 事務実施期間 令和5年4月1日から令和5年11月30日まで

第4 監査の着眼点

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令にのっとり適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱いの手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、施設の鍵の管理等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

保育所・幼稚園・小中学校は現地

(2) 日 程 令和6年1月12日から令和6年1月29日まで

第7 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。なお、監査執行過程において気付いた軽微な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけの課題とせず、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管

課の責任者は、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な運行管理に努め、職場内部での審査がより実効性をもって行われるよう点検の質を高めていくとともに、自主評価を基にしたより効率的な事務事業の管理を行っていただきたい。

【改善・検討事項】

《個別事項》

・補助金返還の調定について（農林水産課）

農林水産課では、個人への補助金の過年度返還金として、補助金返還金の調定を行っている。これらは、出納閉鎖日までに納付されなければ、未収入分を収入未済額として計上し、同額を引き続き翌年度に調定する必要がある。

しかしながら、未収入額と同額を調定額から減じた処理を行っていたものがあり、令和4年度決算において、収入未済額及び調定額が計上されていなかったことが今回の監査で判明した。

今回の事案は、未収時における調定の繰越を錯誤したものであり、今後は、適切な債権管理を行うよう求める。

・預金通帳管理・保管について（保育所（保育幼稚園課））

三豊市では、公金等に係る預金通帳の保管に関する指針（平成28年8月1日改正）が定められており、準公金についても同様の取扱いをすることとなっている。しかしながら、今回監査を行った保育所において、指針に基づいた届出がなされていないものがあった。預金通帳の異動があった場合は、指針に基づいた手続きを確実に行っていただきたい。

【意見】

《共通事項》

・公印の押印に関する基準について

三豊市では、公印の押印について、公印の押印に関する基準表（令和3年3月16日改正）により運用されており、公印の省略が可・不可の文書が定められている。

しかしながら、公印の押印に関する基準表で公印が省略不可になっているにも関わらず、公印が押印されていない文書が見受けられた。

市が発行する文書には、法的効果が生じるものもあり、相手方にとっては重要な文書である。公印の押印に関する基準表に基づいた手続きを行っていただきたい。

・除草工事に係る変更契約について

除草工事について変更契約が多数行われている。今回提出された資料によると、すべて増額変更であり、変更率が30%に近い案件も見受けられた。

設計にあたっては、予測不可能な要素の確定等の問題もあるが、十分な事前調査、資料収集、慎重な積算を行い極力軽微な変更内に収まるよう透明性のある、そして公平な事務の執行を行っていただきたい。

・学校施設等の環境整備について

保育所や幼稚園、小中学校の監査では、施設の老朽化に伴う雨漏りや漏水等の報告があった。

学校施設等の整備、修繕については、「三豊市就学前教育・保育総合計画」や「三豊市立学校再編整備計画基本方針」を踏まえて、子どもたちの安全・安心を最優先し検討を進め、計画的な維持、更新に努められたい。